

名勝三保松原保存活用計画策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

この要領は名勝三保松原保存活用計画策定支援業務の契約予定者を公募型プロポーザル（企画提案募集）方式により特定するために、必要な事項を定めるものです。

## 1 趣旨

名勝三保松原は、日本で最初の名勝として大正11年に指定され、その後100年間大切に守られ、景勝地としても多くの人々に愛されてきました。平成25年には世界文化遺産「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産にも登録され、国内外から注目を浴びる観光地となっています。

これまで、三保松原の保存や活用のために、平成22年度に名勝三保松原保存管理計画、平成25年度に世界遺産三保松原保全活用条例、平成26年度に三保松原の松林保全のための提言書、三保松原保全活用計画、三保松原管理基本計画、平成28年に三保市有林管理計画が作られてきました。また、世界文化遺産富士山の包括的保存管理計画でも、三保松原の価値及び保全と活用について言及されています。これらの各計画の策定から年数が経ち、三保松原地内で新たな課題も生じていること、今後も状況が変化していくことを踏まえ、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」や既存の計画を元に、新たな項目を加え保存活用計画を策定します。

この計画は、三保松原の現在の現状と目指すべき姿、保存と活用のための現状変更取扱基準等を、市民にもわかりやすく示すものです。計画策定にあたり、文化財保護法等の関連法令を理解したうえで、経験や創意を活かした支援や助言を行うことができる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により提案を募集します。

なお、プロポーザルに参加しようとする事業者は、別添「名勝三保松原保存活用計画策定事業について」及び、「名勝三保松原保存管理計画」、「世界遺産三保松原保全活用条例」、「三保松原の松林保全のための提言書」、「静岡市三保松原保全活用計画」、「三保松原管理基本計画」、「三保市有林管理計画」を参照し、文化財保護法及び三保松原の保全活用の基本方針等を理解した上で参加してください。

## 2 委託概要

### (1) 実施主体

静岡市

### (2) 業務名

令和5年度 観文文財委第66号 名勝三保松原保存活用計画策定支援業務

### (3) 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約日から令和7年3月15日まで

### (5) 委託見積上限額

4,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を見積金額の上限額とします。

内訳：2,700,000円（令和5年度）、1,800,000円（令和6年度）

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含みます。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではありません。

※企画提案書提出時には見積書（税込・代表者印押印、年度割り額も記載）を提出してください。

### (6) 支払方法

委託期間中の各年度の終了後に当該年度の業務報告に基づき支払います。（2（5）の内訳を上限とします。）

### (7) 留意事項

本業務は文化庁の補助金の採択を受け実施しています。本計画は2ヵ年での策定を予定していますが、令和6年度については補助金の採択状況等により内容を変更する可能性があります。

## 3 企画提案に参加するにあたり必要な資格

この企画提案に参加するには、次の要件を全て満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市入札参加資格を有する場合、静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 6 条第 2 項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 直近の 1 年間に於いて、法人税、消費税及び地方消費税、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）を滞納していないこと。
- (6) 直近の 10 年間に於いて、名勝若しくは天然記念物、又は保存樹木や公園等の、保存活用や管理等の計画策定業務に関する業務実績を有すること。
- (7) 松保護士、又はそれと同等のマツに関する知識を有し、学会や研修への参加等で最新の知識・技術の習得に努めている者を配置できること。

#### 4 スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 実施要領等の公開	令和 5 年 5 月 1 日（月）	HP 上で公開します。
質問受付期間	令和 5 年 5 月 1 日（月）～ 令和 5 年 5 月 17 日（水） 午後 5 時（必着）	5（1）アに記載の書類を提出 （質問がある場合のみ）
質問回答	令和 5 年 5 月 22 日（月） 午後 5 時	<b>【質問回答】</b> HP 上で公開します。
参加申込書類の提出	令和 5 年 5 月 24 日（水） 午後 5 時（必着）	5（1）イに記載の書類を提出
企画提案書等の提出	令和 5 年 5 月 31 日（水） 午後 5 時（必着）	5（1）ウに記載の書類一式を 提出
プレゼンテーション	令和 5 年 6 月 12 日（月）	7 に記載のとおり 詳細は別途通知します。
最終選定結果の通知	令和 5 年 6 月 20 日（火）以降	プレゼンテーションの参加者に 通知します。

#### 5 書類の提出

##### (1) 提出書類

##### ア 質問書【様式 6】

本要領及び仕様書の内容に疑義のある場合のみ提出してください。

提出方法：静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センター宛て電子メール

宛先：mihoshirube@city.shizuoka.lg.jp

※電話・FAX・口頭による質疑応答は行いませんので、ご注意ください。

※企画提案の審査に関する質問は受け付けません。

※質問者に対し電子メールで当該質問の回答はせず、文化財課ホームページに質問及び回答内容を掲載します。

##### イ 参加申込書類

(ア) 提出方法：文化財課三保松原文化創造センターに持参又は郵送  
 ※郵送の場合は書留郵便としてください。

(イ) 提出書類：各1部

提出書類	備 考
① 参加申請書【様式1】	代表者印を押印すること
② 実績報告書【様式2】	実績を別紙に記載すること
③ 会社概要書【様式3】	
④ 業務実施体制【様式4】	
⑤ 暴力団排除に関する誓約書 兼同意書【様式5】	
⑥ 商業登記簿謄本	発行から3か月以内のもの（コピー可）
⑦ 納税証明書	国税：納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明用） 市税：納税証明書（法人市民税、固定資産税） いずれも発行から3か月以内の原本

※②実績報告書【様式2】の別紙は様式自由です。

ただし、別紙は各実績の受注金額、受託した業務概要がわかる内容のものとしてください。

※⑦納税証明書（市税）については、静岡市に対し納付義務がある場合のみです。

ウ 企画提案書等

(ア) 提出方法：文化財課三保松原文化創造センターに持参又は郵送  
 ※郵送の場合は書留郵便としてください。

(イ) 提出書類：各1部 ※①は紙媒体8部（正本1部、副本7部）、電子媒体(CD又はDVD)1部

提出書類	備 考
① 企画提案書	提出部数：紙媒体で8部（正本1部、副本7部） 電子媒体（CD又はDVD）1部 ※詳細は6に記載のとおり
② 見積書（税込み）	※消費税及び地方消費税相当額を含む金額 ※様式自由・代表者印押印・年度割り額も記載 ※単価、数量、金額等、積算根拠をできる限り詳細に記載すること。

※②見積書については、契約締結時の事業内容の確定後、別に見積書の提出を求めます。

(2) 提出期限

4に記載のとおり

(3) 提出先

静岡市三保松原文化創造センター（〒424-0901 静岡市清水区三保 1338-45）

## 6 企画提案書作成要領

### (1) 書式等

- ア 提案書の用紙サイズはA3版とし、3枚以内におさめてください。
- イ 文書を補完するためにイメージ図・イラスト等を使用することは可とします。
- ウ 多色刷りは可としますが、見易さに配慮してください。
- エ 企画提案書は紙媒体で8部（正本1部、副本7部）及び電子媒体（CD-R）1部を提出してください。
- オ 電子媒体に納めるファイル形式は、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel、PDF形式、又はオープンドキュメントフォーマットとしてください。
- カ 提出書類を用いて15分（準備時間含む）で説明できる内容としてください。
- キ 散逸しないような形で綴ってください。

### (2) 記載項目

- ア 三保松原に対する考え方
  - (ア) 名勝であり世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原の価値を、どう理解していますか。また、重要と考えるポイントについて示してください。
  - (イ) これまで受託した文化財や公園等の管理計画等の策定において工夫や苦勞した経験にもとづき、三保松原の保存と活用の考え方に活かせることを、わかりやすく整理して示してください。
- イ 三保松原の課題への創意工夫
  - (ア) 三保松原の価値を後世に引き継ぐために、どのような防災防犯計画を記載すべきか、自由に提案してください。
  - (イ) 三保松原の現状を理解したうえで、活用の方法を自由に提案してください。
- ウ 親しみやすい計画づくり
  - (ア) 様々な立場の意見を聴取、反映する方法、計画を周知する際の方法を提案してください。
  - (イ) 本計画を地域住民や来訪者等にもわかりやすく示すための手法を提案してください。
- エ 業務の実施体制（従事者の類似業務経験等を含む）と工程（スケジュールや手順）を示してください。

### (3) 留意事項

- ア 専門用語は注釈をつけるなど、わかりやすい表現で記載してください。
- イ 副本には、企画提案者を判別することができる記載（社名やマーク等）をしないでください。
- ウ 企画提案は、参加者1者につき1件のみとします。
- エ 見積書の記載事項について、記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

【例】¥123,000-

なお、見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

## 7 プレゼンテーション

### (1) 実施日時等

- ア 日時  
令和5年6月12日（月）（予定）  
※詳細については別途通知します。

### (2) 実施方法等

- ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は以下のとおりとします。
  - ・説明：15分（準備時間含む）
  - ・質疑応答：10分
- イ 提出期限までにご提出いただいた「企画提案書」（紙ベース）及びパワーポイント等を用いての企画提案説明とします。プロジェクター、接続ケーブル及びスクリーンは市で用意しますが、パソコンは持参してください。
- ウ プレゼンテーションは、原則として本業務を受託する際に担当者として従事する方が行ってください。
- エ プレゼンテーションの出席者は2名以内とします。
- オ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

### (3) 評価者

本業務の受託候補者の選定は、「名勝三保松原保存活用計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」が審査を行い、業務受託者候補を選定します。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の業務受託候補者とします。（企画提案審査基準の評価項目を参考にプレゼンテーションを行ってください。）

※最高得点を得た者の見積金額以外の合計点数が、上限の5割に満たない場合には、業務受託候補者としません。

※最高得点を得た者が複数あった場合は、見積金額以外の評価項目の合計点数が高い者を業務受託候補者とし、この者が複数あった場合は、見積金額が低い者を業務受託候補者とします。

(5) 選定結果通知

選定結果は、令和5年6月20日（火）以降に全ての企画提案者に書面により通知します。

(6) その他

契約までの手続きについては、別途、業務受託候補者に御連絡します。

8 失格条項

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限後に提出された場合
- (2) 提出すべき書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合
- (5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (6) 見積書の金額が委託見積上限額を超えていた場合
- (7) その他、この要領に記された条件に適合しなかった場合

9 その他

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- (2) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しません。
- (4) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (5) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (6) 決定者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがあります。
- (7) 関係書類作成のため市から入手した資料は、市の了承なく使用及び公表することはできません。
- (8) 審査の結果に関する異議申立ては、一切認めません。

10 問合せ先

静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センター（山田、檜枝）

〒424-0901 静岡市清水区三保 1338-45

Tel : 054-340-2100

Fax : 054-340-2700

E-Mail : mihoshirube@city.shizuoka.lg.jp